

## 財務諸表論の学習内容

### 1. 財務諸表論科目の内容

財務諸表論は、外部公表用の財務諸表を作成する基礎となる考え方（理論）及び作成の方法・手続（計算）を学ぶ科目です。本TLTソフトは簿記・会計の知識が一定程度ある方を対象としています。

理論に関しては、企業会計原則を中心とした会計制度及び会計理論の理解・記憶が必要となります。

計算に関しては、会計諸規則に基づいて財務諸表を作成することを要求されるため、会計諸規則の理解・記憶、それに基づく計算、事務処理能力が必要となります。

### 2. 本試験の出題内容

税理士試験・財務諸表論の過去の出題をみると、形式面では、直接、財務諸表論上のテクニカルタームを端的に問う問題のほか、長文での解答を要求する問題など多岐にわたるだけでなく、内容面でも、会計基準等の会計制度を問う問題のほか、学説の対立を問う問題など多岐にわたっています。また、試験委員の学説の理解を問う問題まで出題されます。したがって、解答をそのまま暗記するという方法では、本試験の問題に対応できません。あくまで理解を中心に学習をした上での暗記が重要となります。

### 3. 理論編 TLTソフトの出題の内容

本ソフトでは、会計制度の記憶・理解を定着させるのみならず、応用的な会計理論の理解まで完全なものにするような学習構成を採っています。また、通説と呼ばれる一般的な財務会計の教科書に記載されている重要基本論点は網羅するように問題設定をしています。

本ソフトでは、学習を「解答演習」と「解説理解」の2段階に分け、まず「解答演習」で合格に必要な重要基本論点を網羅的につぶしながら徹底的に理解できるようにしていきます。財務諸表論の近年の出題では、大問のなかで一つの大きなテーマを設けて、そのテーマに関わる個別の具体的な論点を問う問題が多く見受けられます。「解答演習」ではこのような具体的な論点を問う問題を出題し、この要点を的確におさえる模範解答を穴埋めした上で解説文を読むことで、解答内容を理解し記憶する演習を行います。

解説文は解答内容を理解するための詳しい記述や模範解答に関連する会計基準、関連論点をあげることで、解答内容の理解・記憶を促進させます（解答が基本的な内容であったり、後の問題などで詳述されるためにその問題の段階ではとりあえず暗記することを要する問題であったりする場合には解説はついていません）。

「解説理解」では模範解答だけでなく解説文も穴埋めすることで、解説の語句を一つ一つ噛み砕いて何度も解説内容を確認することによりテクニカルタームの暗記だけでなく、受験上必要な論点の理解を確実なものにし、単なる暗記ではなく理解に裏付けられた記憶として定着させることができます。

## 学習のしくみ

財務諸表論は「理論編」と「計算編」とに分けて学習します。

理論編では、学習は「学習区分／学習内容指定画面」からスタートします。(計算編も同様)

この画面に学習内容が複数に区分されたセクション(学習しやすいように細分化された学習内容)が並んでいます。

まず、この画面でセクションを選択して、「A」列を学習します。

セクションは左から学習順に配列してありますが、どのセクションからでも学習できます。

各セクションごとに「A」「B」「C」「全ニガテ演習1」「全ニガテ演習2」の5段階を終了しなければなりません。

この5段階は、次のように構成されています。

- ・「A」=一番初めに行う学習で、問題として表示される学習内容を読んで理解した上で、穴埋めをしながら学習内容を記憶していきます。そのセクションの問題について一通り穴埋めし終わると、それまでに穴埋めで間違った問題だけ表示されトレーニングに入ります。間違った問題は2度連続して正答できるまで繰り返し表示されます。こうして、そのセクションの問題を完全に正答できると、マスターできたとしてそのセクションは全セクションが終了するまで行うことはできません。
- ・「B」=「A」のトレーニングにて3回以上間違った問題が出題されます。そのセクションの問題について一通り穴埋めし終わると、それまでに穴埋めで間違った問題だけ表示されトレーニングに入ります。間違った問題は2度連続して正答できるまで繰り返し表示されます。終了後繰り返し何度でも学習を行うことができます。
- ・「C」=「B」のトレーニングにて3回以上間違った問題が出題されます。そのセクションの問題について一通り穴埋めし終わると、それまでに穴埋めで間違った問題だけ表示されトレーニングに入ります。間違った問題は2度連続して正答できるまで繰り返し表示されます。終了後繰り返し何度でも学習を行うことができます。
- ・「全ニガテ演習1」=「B」列の全問題が出題されます。そのセクションの問題について一通り穴埋めし終わると、それまでに穴埋めで間違った問題だけ表示されトレーニングに入ります。間違った問題は2度連続して正答できるまで繰り返し表示されます。終了後繰り返し何度でも学習を行うことができます。
- ・「全ニガテ演習2」=「C」列の全問題が出題されます。そのセクションの問題について一通り穴埋めし終わると、それまでに穴埋めで間違った問題だけ表示されトレーニングに入ります。間違った問題は2度連続して正答できるまで繰り返し表示されます。終了後繰り返し何度でも学習を行うことができます。

「A」「B」「C」「全二ガテ演習1」「全二ガテ演習2」とも次の内容に分かれています。

<理論編>

「財務諸表論」

- ・「解答演習」= 試験に出る小問単位で、その模範解答を確実に記憶します。
- ・「解説理解」= 試験に出る小問単位で、その模範解答に解説を加えて、模範解答を徹底的に理解・記憶します。

「解答演習」でも「解説理解」でも任意に行うことができます。

財務諸表論理論編：小問3問（9画面）単位。  
（理論編と計算編とは単位が異なります。）

## 解答のしかた

学習画面は問題文とこれに対応する解答・解説文（注）で構成され、問題文に対する解答と解説を穴埋めしながら理解・記憶していきます。1問が1画面でできています。

穴には解答文・解説のとおりの内容を埋めていきます。内容的に順不同であっても解答文・解説文にある順で穴埋めします。

穴埋めは解答の「読み」の頭文字1文字をローマ字で入力することで正答か誤答かを判定します。ただし、数字（例：523）や英字（例：AB）、数式は全文字を入力します。英字は解答・解説で大文字であれば大文字で、小文字であれば小文字で入力します。なお、数字の場合カンマ（例：5,120）の入力は不要です（正しい位置に入力されれば、カンマを含めた入力をしていても正答になります）。

なお、用語等で漢数字を使用している場合があります。この場合は漢数字としての読みの頭文字を入力します。

数式での次の演算記号はキーボード上にあるキーを入力しますが、×（かける）についてはキーボード上の\*（アスタリスク）を入力します（画面表示では「x」となります）。また、大かっこは〔 〕の表示であっても入力はキーボード上にある[ や ] のキーを使用します。

なお、 、 、 、 等の記号は表示はされますが、入力することはありません。

演算記号	+	-	×	/	.	=	<	>	( )	{ }	[ ]
内容	たす	ひく	かける	わる	小数点 (ピリオド)	等号	不等号	不等号	小	中	大
									かっこ類（上欄では2文字をいっしょに示しています）		

正答した場合は青で表示され、次の穴にカーソルを移動します。

誤入力した場合は入力文字がそのまま残り、Delete キーで消して再度入力し直すこともできます。Delete キーでなく Enter キーを押した場合には誤答したとして正答が赤で表示されます。

解答がわからない場合は「ギブアップ・キー（F6 キー）」を押してください。この場合も誤答したとして正答が赤で表示されます。

注：入力ミス等に備えて、誤答した直後「F5 キー」で正答したことにすることもできます。（1つのセクションについて5回しか使用できません）

逆に、正答しても「自分が怪しい解答をした」「正答はしたけれど間違いやすいので、誤答扱いにして再度学習したい」と思えば「F5 キー」で正答を誤答に直すこともできます。（これは回数の制限はありません）

## 学習画面の問題について

### 重要度

理論編のみ、問題に対する学習上の重要性を、次のように示しています。

表示	意味
< >	出題の可能性が高いので、必ずマスターすべき問題
< >	基本的におさえておくべき問題
< >	時間の許す範囲でやっておくべき問題

### 過去問の明示

過去問を使用した場合には、「平成 13 年」のように過去問の出題年を明示してあります。

学習構成（理論編）

注：以下の内容は編集上、変更されることがあります。

財務諸表論

配布順	種別	セクション	大問
第1回	理論編	1. 全体構造	
			1 会計公準・会計主体論
			2 静態論・動態論
		2. 全体構造	
			3 商法会計と証券取引法会計
			4 商法計算規定の特徴
			5 企業会計原則
		3. 一般原則	
			1 真実性の原則
			2 正規の簿記の原則
			3 資本利益区分原則
			4 明瞭性の原則
		4. 一般原則	
			5 継続性の原則
			6 保守主義の原則
			7 その他の原則（単一性、重要性の原則）
		5. 損益会計	
			1 損益計算書の本質
			2 収益・費用総説
		6. 損益会計	
			3 収益の実現
			4 各種販売形態における収益認識基準
			5 費用収益対応の原則と発生主義の原則
		7. 資産会計総論	
	1 資産の分類と本質、評価		
	2 取得原価主義		
8. 資産会計総論			
	3 時価主義等		
	4 費用配分の原則		
9. 資産会計各論			
	1 金銭債権の評価		
	2 金銭債権の種類と表示		
10. 資産会計各論			
	3 有価証券1		
	4 有価証券2		
11. 資産会計各論			
	5 有価証券3		
	6 棚卸資産の取得原価		
12. 資産会計各論			
	7 棚卸資産の費用配分		

	8 低価基準
13. 資産会計各論	
	1 有形固定資産の評価 1
	2 有形固定資産の評価 2
14. 資産会計各論	
	3 有形固定資産の評価 3
	4 減価償却総説
15. 資産会計各論	
	5 減価償却の方法
	6 無形固定資産
	7 繰延資産総説
16. 資産会計各論	
	8 繰延資産各論
17. 負債会計	
	1 負債会計総説
	2 引当金
18. 資本会計	
	1 資本会計総説
	2 資本会計各論 1
19. 資本会計	
	3 資本会計各論 2
	4 資本会計各論 3
20. 財務諸表	
	1 商法会計と証券取引法会計の財務諸表
	2 損益計算書
21. 資本会計	
	3 貸借対照表
	4 キャッシュフロー計算書
22. 資本会計	
	5 会計方針
	6 後発事象
	7 附属明細表
23. 特殊論点その他	
	1 デリバティブ取引 1
	2 デリバティブ取引 2
24. 特殊論点その他	
	3 税効果会計
25. 特殊論点その他	
	4 リース会計
	5 減損会計
26. 特殊論点その他	
	6 退職給付会計
	7 研究開発費
27. 特殊論点その他	
	1 外貨換算会計 1
	2 外貨換算会計 2
28. 特殊論点その他	
	3 外貨換算会計 3
	4 企業結合会計

第 1 回	理論編	29．特殊論点その他	
		5	連結財務諸表
		6	中間財務諸表
		30．過去問	
		1	平成 1 2 年第 1 問
		2	平成 1 2 年第 2 問
		31．過去問	
		3	平成 1 3 年第 1 問
		4	平成 1 3 年第 2 問
		32．過去問	
		5	平成 1 4 年第 1 問
		6	平成 1 4 年第 2 問
		33．過去問	
			平成 1 5 年第一問
		7	平成 1 5 年第二問
		34．過去問	
		8	平成 1 6 年第一問
		9	平成 1 6 年第二問

## 2005年度 財務諸表論・最終チェック レジメ

あと、数ヶ月で税理士試験の本試験が行われます。TLTソフトで財務諸表論を学習された方に予想される分野及び注意すべきポイントなどを記載した最終チェック レジメをご提供いたします。直前期に本レジメで出題予想分野をチェックするとともに、関連分野について TLT ソフトでもう一度チェックするなど今後の学習の指針として参考にしていただければと思います。本試験までもう一步。合格目指して頑張ってください。

。

### 第1．理論問題（第一問、第二問）対策

#### 1．出題の予想

一昨年度は、第一問で、外貨換算会計を問う問題、そして第二問で、資本会計、自己株式の会計処理を問う基本的な問題が出題された。そして昨年度は第一問で、固定資産会計の基本論点と減損会計の一部を問う問題、そして第二問（藤井秀樹現試験委員に出題と思われる）では、金融商品会計、とくに有価証券の評価の問題が出題されている。つまり、ここ数年の流れとしては、基本的な会計理論に加えて、新会計基準の理解を問う問題が出題されているといえよう。

また、石川 純治新委員は、キャッシュフロー会計や金融商品会計に興味があり、藤井秀樹委員は、伝統的な会計（取得原価主義や実現概念）や減損会計、企業結合会計などに興味があるようである。

したがって、今年度も基本的な会計理論（特に取得原価主義、実現主義、時価主義など）の他、新会計基準（特にキャッシュフロー会計、金融商品会計、減損会計、企業結合会計など）の理解を問う問題が予想される。特に、キャッシュフロー会計、減損会計、企業結合会計は要注意である。

よって、まず、従来からの会計理論、すなわち TLT ソフトでの 1 全体構造～9 財務諸表を十分復習してほしい。それから、新会計基準、すなわち TLT ソフトでの 10、11 特殊論点その他を復習してほしい。

理論問題は短期間でも伸びるところなので、TLT ソフトの総チェックの機能を利用して上記出題予想分野を潰せば、必ず合格点を取れるはずなので、頑張してほしい。

### 第2．計算問題（第三問）対策

昨年出題は、主として決算整理事項及びこれをベースとした開示財務諸表の作成に関する総合的問題を通して、企業会計原則、商法及び商法施行規則並びに財務諸表等規則の基本的理解を試すものであった。

本問は、実務家の試験委員の出題であり、従来からの基本的な論点に加え、改正分野の基本的な理解さえあれば十分合格点をとれるものであり、今後ともこの傾向が続くであろう。

したがって、従来からの基本的な論点や注記事項を確認するとともに、一昨年に改正された商法施行規則を十分おさえておくこと及び近年改正のあった新会計基準（金融商品会計、退職給付会計、税効果会計、自己株式、研究開発費、ソフトウエア、キャッシュフロー）の分野をもう一度 TLT ソフトで総復習することが重要である。

とくに税効果会計は毎年出題されているので、完璧を期してほしい。また注記事項は完全に記憶しておけば得点できるのでかならず、押さえてほしい。

## 1. 貸借対照表、損益計算書の作成問題

新しい商法施行規則に基づいた貸借対照表及び損益計算書の作成問題が予想される。TLT ソフト上ではほとんどが折込済みであるが、出題可能性が高いのもう一度改正ポイントについて概説する(重要な改正点については をつけている) なお、(20)から(22)は新しく改正された箇所である。

### (1) 財産の評価

従来、商法において規定されていたものが、そのまま商法施行規則に移された。内容の変更はない。

### (2) 繰延資産

従来、商法において規定されていたものが、そのまま商法施行規則に移された。内容の変更はない。

### (3) 金額の表示単位(商規 49 条)

従来千円単位あるいは百万円単位のお金の表示は、商法は切捨方式によることになっていたが、改正により四捨五入等の方法も認めることとした。

### (4) 投資その他の資産(商規 51 条)

従来の「投資等」の区分は「投資その他の資産」の区分に変更になった。

### (5) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務(商規 55 条 3 項、80 条 3 項)

有報提出大会社(有価証券報告書を提出している大会社)は、子会社等及び支配株主に対する金銭債権・金銭債務の区分掲記又は注記に代えて、関係会社に対する金銭債権・金銭債務を区分掲記又は注記することができる。なお、有報提出大会社でない会社は、従来と同様である。

### (6) 関係会社株式又は関係会社持分(商規 73 条 2 項)

有報提出大会社は、子会社の株式等の区分掲記又は注記に代えて、関係会社又は関係会社の持分を区分掲記又は注記することができる。なお、有報提出大会社でない会社は、従来と同様である。

### (7) 役員に対する金銭債権及び金銭債務の注記(商規 71 条、84 条)

従来、役員に対する金銭債権及び金銭債務の注記には、取締役、監査役に対するもののみであった。しかし、委員会等設置会社では、業務の決定及び執行を行う役員として執行役が設けられたことから、このような会社では、取締役、監査役に加えて、執行役の金銭債権、債務も注記する必要がある。

### (8) 外貨建ての資産・負債

従来、重要な外貨建資産・負債の注記が要求されていたが、規定が削除されて、注記は不要となった。

### (9) 当期利益又は当期損失の付記削除

従来、貸借対照表に当期末処分利益又は当期末処理損失に付記することになっていた当期利益又は当期損失は、付記しなくてよくなった。

すなわち、 $B/S$  当期末処分利益  $\times \times \times$  が、 $B/S$  当期末処分利益  $\times \times \times$  のみとなり、

(うち、当期利益  $\times \times \times$ )

(うち、当期利益  $\times \times \times$ ) が削除された。

(10) 資本の部の記載項目

その他資本剰余金の細目として減資差益があったが、それが「資本金及び資本準備金減少差益」という名称に変更された。また、下記様式は非常に重要であるので表示をおさえてほしい。

資本金
資本剰余金
(1) 資本準備金
(2) その他資本剰余金
資本金及び資本準備金減少差益
自己株式処分差益
利益剰余金
(1) 利益準備金
(2) 任意積立金
(3) 当期末処分利益
土地再評価差額金
株式等評価差額金
自己株式
資本の部合計

(11) 資本の欠損の注記(商規 92 条)

純資産から下記項目を控除した額が、資本金及び法定準備金の合計額を下回る場合に注記に必要である。

イ) 新株式払込金又は新株式申込証拠金

ロ) 土地再評価差額金

ハ) 株式等評価差額金

(12) 法的債務性のない負債性引当金の注記(商規 86 条 3 項)

従来、商法 287 条ノ 2 の引当金である旨の注記が必要であったが、商法条文の削除及び商法施行規則の制定に伴って、これにかわって、商規 43 条に規定する引当金である旨の注記が必要となった。

(13) 新会計基準の適用

従来、追加情報としての注記が必要であったが、会計方針の変更として取り扱われることとなった。したがって、新会計基準の適用に重要性があるとして計算書類等に開示する場合には、会計方針の変更の旨及び変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記し(商規 24 条 2 項)、変更の理由を附属明細書に記載することとなる(商規 85 条 2 項)。

(14) 新株予約権

従来要求されていた貸借対照表の注記は省略し、その代わりに営業報告書への記載が必要となった。

(15) 関係会社との取引(商規 97 条 3 項)

有報提出大会社は、子会社等及び支配株主との取引の注記に代えて、関係会社との取引を注記することができる。

(16) 当期純損益(商規 100 条)

当期利益又は当期損失は、当期純利益又は当期純損失に改められた。

(17) 一株あたりの当期純利益等(商規 102 条)

従来は、貸借対照表の注記としていたが、今回の改正により、損益計算書の注記となった。ただし、公告において貸借対照表のみ公告する場合には、貸借対照表の注記として広告する必要がある。

#### (18) 附属明細書

従来の「資本金及び準備金の増減」は、「資本金、資本剰余金並びに利益準備金及び任意積立金の増減」を記載することとなった。

「固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細」について、投資その他の資産は、長期前払費用に限り記載する。

利益相反取引の明細、役員報酬の明細、役員の兼務の明細の役員には、前述のとおり、執行役に含める。

#### (19) 一株あたり当期純利益

近年、「一株あたり当期純利益に関する会計基準」が制定されているので、出題可能性が高い。そこで、算式を確認しておく。

1株あたり当期純利益 = 普通株式に係る当期純利益 / 普通株式の期中平均株式数 = (損益計算書上の当期純利益 - 普通株主に帰属しない金額) / (普通株式の期中平均株式数 - 普通株式の期中平均自己株式数)

なお、上記算式の普通株主に帰属しない金額とは、利益処分に関連する項目で普通株主に帰属しない金額であり、当該会計期間の利益に係る処分を基礎とする役員賞与金や優先配当額等をいう。

また、普通株式の期中平均株式数は、当期に株式併合、株式分割が行われた場合、期首に行われたと仮定して計算することに注意する。

#### (20) 営業報告書における大株主への出資の状況

従来、議決権比率を記載していたが、出資比率を記載することに変更した（平成17年1月13日法務省令第4号）

#### (21) 外形標準課税

平成16年4月1日以降に開始する事業年度から外形標準課税が導入されている。外形基準（付加価値割及び資本割）部分は原則として販売費および一般管理費で処理し、所得基準（所得割）部分は法人税、住民税及び事業税で処理する。

#### (22) 役員賞与の会計処理

原則として役員賞与は発生時の費用とすることとされた。ただ、当面の間、役員賞与は発生時の費用として処理する方法と従来どおり株主総会決議による利益処分として決議する方法が認められている。どちらにしる、出題される場合には問題文の指示があるだろう。

## 2. 第3問記述問題

### (1) 連結計算書類

大会社の取締役は、企業集団の財産、損益の状況を示すため、連結計算書類を作成すべきものとされた。連結計算書類には、証券取引法で求められるものとは異なり、連結貸借対照表、連結損益計算書の作成のみ求められている。

連結の対象となる子会社は、財務諸表等規則と同様に、支配力基準による子会社（子法人等と呼ばれる）である。なお、商法上の子会社は、持株基準による子会社、すなわち総株主の議決権の過半数を所有された会社である。

したがって、連結の対象となる子会社は、持株基準による商法上の子会社と、商法上の子会社ではない、が、支配力基準により子会社となる会社（商法上の連結子会社と呼ばれる）から構成されることになる。

なお、当分の間は、有価証券報告書を提出しない大会社は連結計算書類の作成を義務付ける規程は適用しないという経過措置が置かれている（附則9条）ので、連結計算書類とはどういうものかを頭の隅にとどめておく程度でよいであろう。

(2) 商法の開示手続きや商法施行規則の穴埋めも出題される可能性があるので、TLTソフトの計算編（知識編）及び上記改正点にあがっている条文をよく復習しておいてください。具体的には商法施行規則27条から113条、124条、125条そして商法32条から36条、281条から295条を復習しておいてほしい。

以上